

事務所だより

第173号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

両立支援対策の充実について（建議）の公表

昨年12月に厚生労働省の労働政策審議会で「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について」がまとめられ、建議されました。その概要は次のとおりです。

1. 子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応

- （1）子が3歳になるまでの両立支援の拡充
- テレワークを活用促進するため、事業主の努力義務とする。
- 短時間勤務制度について、1日6時間を必置とした上で、他の勤務時間も併せて設定することを促進するとともに、短時間勤務制度を講ずることが困難な場合の代替措置にテレワークを追加する。
- （2）子が3歳以降小学校就学前までの両立支援の拡充
- 各職場の事情に応じて、事業主が柔軟な働き方を実現するための措置の選択肢（※）

から労働者が選択可能なものを2以上選択して措置を講じる義務を設け、労働者はその中から1つ選べることとする。

（※）始業時刻等の変更、テレワーク等、短時間勤務制度、保育施設の設定運営等、新たな休暇の付与

○労働者は権利として子が小学校就学前まで所定外労働の制限（残業免除）を請求できることとする。

○（3）子の看護休暇制度の見直し

○感染症に伴う学級閉鎖等や子の行事参加（子の入園式、卒園式及び入学式を対象）にも利用できるようにし、請求できる期間は、小学校3年生修了時までとする。

○（4）育児期の両立支援のための定期的な面談

○（5）心身の健康への配慮

仕事と育児の両立支援制度の活用促進

（1）制度の活用をサポートする企業や周囲の労働者に対する支援

（2）育児休業取得状況の公表

○男性の育児休業取得率の公表義務の対象を、常時雇用労働者数千人超の事業主から三百人超の事業主に拡大する。

3. 次世代育成支援に向けた職場環境の整備

○次世代育成支援対策推進法を令和17年3月末まで延長する。

○企業の取組促進のため、一般事業主行動計画について、男性の育児休業取得率や時間外労働に関するPDCAサイクルの確立や数値目標の設定を義務付ける。

○「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」を目指す観点から、一般事業主行動計画策定指針を見直す。

○「くるみん」などの認定基準を見直す。

4. 介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等

○事業主に以下の措置を講ずることを義務付ける。

- ・介護に直面した労働者が申出をした場合に、両立支援制度等に関する情報の個別周知・意向確認
- ・介護に直面するよりも早期（40歳等）の情報提供
- ・研修や相談窓口の設置等の雇用環境の整備

○介護期の働き方について、テレワークを事業主の努力義務とする。

○子に障害がある場合等の要介護状態の判断基準について今後さらに検討する。

5. 個別のニーズに配慮した両立支援

○事業主に、妊娠・出産の申出時や子が3歳になるまでの適切な時期の面談等の際に、労働者の仕事と育児の両立に係る個別の意向の聴取とその意向への配慮を義務付ける。

6. 仕事と育児・介護との両立支援に当たって必要な環境整備（プライバシーへの配慮等）

厚生労働省では、この建議の内容を踏まえて法律案要綱を作成し、労働政策審議会に諮問する予定です。

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

在職中の老齢年金額の調整

在職中の老齢年金額は、賃金（標準報酬月額＋1年間の標準賞与額を12で割った額）と年金の合計額が支給停止調整額を上回る場合に、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止するしくみが適用されます。

年金

120万円 ÷ 12 = 10万円②
支給停止額 (50万円 - 45万円① + 10万円②) ÷ 2 = 2万5千円

在職老齢年金

120万円 - (2万5千円 × 12) = 90万円 (年間)

支給停止調整額は、厚生年金保険法第46条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定されます。

支給停止調整額

令和5年度 48万円
令和6年度 50万円

(例)

64歳の方で、標準報酬月額35万円、賞与60万円・年2回、特別支給の老齢厚生年金が年間120万円の場合の令和6年度の在職老齢年金

《計算式》

給与・賞与

35万円 + (60万円 + 60万円) ÷ 12 = 45万円①



Q 会社は無届けのまま、自宅から自転車通勤しています。先日の夜間に会社から寄り道せず帰宅した際、自宅近くの信号の無い十字路で自動車と衝突し、骨折してしまいました。会社に労災申請を申し出たところ、「無届けなので、認めない」と言われました。やはり、治療費は自己負担でしょうか。

会社は無届けの自転車通勤時の事故

A 通勤災害として労働基準監督署に申請することができます。通常利用することが考えられる経路を利用して通勤している場合、自宅から会社までの間で発生した事故は、移動の経路を逸脱したり、中断していなければ通勤災害と考えられます。会社は無届けであることは、申請できない理由にはあたりません。再度会社に申し出られて、会社の証明印を受けて下さい。証明を添える場合には、監督署へ申請時にその旨を相談されるとよいでしょう。

なお、健康保険証を使用して受診した場合の健康保険から労災保険への切り替え手続きは、受診した医療機関によって異なりますので、ご注意ください。

年金額と国民年金保険料の改定

で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

令和6年度の年金額と国民年金保険料が改定されます。

年金額は令和5年度から2.7%の引き上げです。国民年金保険料は令和5年度から月4600円の引き上げです。

【令和6年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額】
老齢基礎年金（1人分・月額）68,000円

老齢厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）230,483円

(※)

(※) 平均的な収入（平均標準報酬（賞与を含む月額換算）43,9万円）

2月の労務手続

「提出先・納付先」

13日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

16日から3月15日まで
○所得税の確定申告受付

「税務署」

29日

○じん肺健康管理実施状況報告の提出 「労働基準監督署」

○健保・厚生保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

編集後記

今年はずるう年です。2月29日生まれの方は毎年「2月28日24時」に1つ歳をとることになるそうですが、誕生日のお祝いは「3月1日」が一般的だとか・・・ (ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com